

# 長浜市定住住宅改修促進事業助成金

申請前・申請要件確認チェックリスト（すべて該当する場合に申請できます）

以下の要件すべてに該当するかチェックしてください	
申請者・改修予定の住宅に居住予定の方について	
	申請者（＝工事契約者）は平成 28 年 4 月 1 日以降に改修する住宅に転入・転居した（する）45 歳未満の者である
	改修予定の住宅に居住しようとする者 <b>全員</b> の年間所得の合計が、1, 200 万円以下である
	本助成金を受けた後、5 年以上改修後の住宅に居住する
	改修予定の住宅に居住しようとする者 <b>全員</b> 、長浜市税等に未納がない
	改修予定の住宅に居住しようとする者 <b>全員</b> が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではない
改修予定の住宅について	
	改修予定の住宅は築 5 年以上経過している
	改修予定の住宅は、本事業以外に長浜市の助成を受けていない
	併用住宅の場合、床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分が専ら居住に使用されている
改修工事について	
	申請する時点で未施工であり、交付決定を受けてから着工する工事である （ <u>交付決定に約 2 週間程度かかります。</u> 着工の約 2 週間前には申請をお願いします）
	施工業者は、長浜市内で事業所及び営業所を営む法人又は本拠を有する個人事業者である
	改修にかかる工事費用は 30 万円（税抜）以上である
	申請年度の 2 月末日までに改修工事が完了する
助成金の交付申請手続きについて	
	交付決定後に工事内容の変更があった場合、速やかに長浜市役所住宅課に連絡し、本事業の変更申請を行うことができる
	工事終了後、指定された期限までに実績報告書と必要書類を提出することができる
	交付申請に用いた見積書と、実績報告時の請求書・領収書の金額等に相違がある場合、理由を明らかにすることができる

## 提出書類一覧（申請時）

✓	書類	備考
	交付申請書（様式第1号）	当課様式
	誓約書（様式第2号）	当課様式
	対象住宅が共有名義の場合、代表申請者承認書（様式第3号）	当課様式
	改修工事の見積書（写し）	
	改修工事の明細書（写し）	助成対象となる工事と、その費用が判別できるもの
	改修前の対象住宅の全体写真	
	改修前の対象住宅の工事部分の施工前写真	
	対象住宅の配置図（改修後の想定図）（写し）	地番家屋図等でも代用可
	対象住宅の平面図（改修後の想定図）（写し）	
	対象住宅の現在の所有者が確認できる書類（写し）	固定資産課税明細書 登記簿 等
	※中古住宅購入の場合 対象住宅の引き渡しを受けたことが確認できる書類（写し） ※賃貸借の場合 賃貸借契約の確認できる書類（写し）	保証書、引渡書、登記簿 等 賃貸借契約書
	（※現在長浜市に住民票がない方の分のみ） 改修後、対象住宅に居住しようとする者全員の住民票（原本）	現在住民票がある市町村にて発行 （※長浜市の場合は不要）
	改修後、対象住宅に居住しようとする者（18歳以上） 全員の最新の所得証明書または非課税証明書（原本）	課税されている市町村にて発行 （長浜市の場合は税務課）
	※申請者と所有者が同世帯に所属していない場合 （賃貸借契約を除く） 所有者と申請者の関係がわかる書類	戸籍等
	建築基準法第6条または第6条の2の規定による確認済証（写し） （同法の規定により建築物の建築等に関する申請および確認が必要な助成対象工事を行う場合に限る）	